

健康診査補助金交付規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、法第 82 条及び組合同約第 15 条の規定に基づき、組合の被保険者の健康の保持増進のために行う健康診査事業を円滑、かつ効率的に処理するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(健康診査)

第 2 条 この規程において健康診査とは、法で規定する療養の給付の対象外として行われる健康診断のうち、健診費用が 10,000 円以上のものをいう。

(事業内容)

第 3 条 削除

(交付対象者)

第 3 条 健康診査の補助金交付の対象者は、組合の被保険者とする。

(補助金の額)

第 4 条 1 会計年度内 1 回までとし、支払った額（消費税含む）の合計が、次の額に達するまで交付する。

ただし、交付は受診日の属する年度毎に行い、年度内最初の受診日において次の区分による額とする。

(区分) 税理士	40,000 円
職 員	30,000 円
家 族	20,000 円

(補助金対象診査施設)

第 5 条 補助金交付の対象健診施設（以下、「健診施設」という。）は、健診を実施している全ての医療機関または施設とする。

(申請人)

第 6 条 補助金の申請人は、次のとおりとする。

- 一 組合が指定した健診施設で受診したときは、施設の代表者。
- 二 組合が指定した以外の健診施設で受診したときは、受診した者の属する世帯の組合員。
- 三 組合が指定した施設以外の健診施設で受診し、その健診費用を受診した組合員を雇用する税理士が負担したときは、雇用する税理士。

(申請の方法)

第 7 条 補助金の申請方法は、次のとおりとする。

- 一 前条第一号の申請人は、受診した組合員及び家族の氏名、被保険者記号番号、健診費用を記載した受診者一覧を添付し、行うものとする。

二 前条第二号及び第三号の申請人は、組合所定の「健康診査補助金交付申請書」(様式第22号)に必要事項を記入のうえ、健診施設が発行する領収書(原本)を添付し、行うものとする。

三 前二号の申請の場合において、健診を受けた者が複数おり、かつ、領収書の額が複数名を一括したものである場合は、健診を受けた者の氏名・健診日・健診費用が個別に記載されている健診施設が発行した明細書(原本)を併せて添付するものとする。

(補助金の交付)

第8条 組合は、申請書の内容が適正であるか確認した後、補助金の額を決定し、申請人が開設する金融機関口座に振り込むものとする。

2 組合が指定した施設で受診し健診費用を支払う際、第4条の交付額が差し引かれたときは、組合よりの交付を受けたものとする。

(補助金の返還)

第9条 第4条の区分による額を超えた補助金の交付を受けたときは、その超えた額を組合に返還しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (施行期日)

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

(人間ドックに対する補助金交付要綱及び成人病予防健診に対する補助金交付要綱の廃止)

「人間ドックに対する補助金要綱」及び「成人病予防健診に対する補助金交付要綱」は、平成17年3月31日をもって廃止する。

(経過規定)

この規程の施行日以前に受けた診査はなお、「人間ドックに対する補助金交付要綱」及び「成人病予防健診に対する補助金交付要綱」に基づき交付する。

附 則

この規程の一部改正は、平成20年4月1日より施行する。ただし、平成20年7月1日から適用する。

附 則

1 この規程の一部改正は、平成23年4月1日より施行する。

(規程の廃止)

2 この規程の施行にともない、健康診査に対する補助金交付規程は廃止する。